

建築基準法第7条の3第1項の規定による特定工程及び同条第6項の規定による特定工程後の工程の指定

(平成12年2月23日 宇治市告示第14号)
改正(平成13年11月23日 宇治市告示第137号)

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条の3第1項及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定しますので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第4条の11の規定により、次のとおり告示します。

第1 中間検査を行う区域

本市の区域

第2 中間検査を行う期間

平成14年4月1日から平成17年3月31日まで

第3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合した構造の建築物で、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 主要構造部の全部又は一部を木造とした住宅、兼用住宅又は長屋で、**地階を除く階数が2以上のもの、又は床面積が50㎡を超えるもの。(以下「住宅等」という。)**
- (2) 法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる特殊建築物で、その床面積の合計が500㎡を超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの。(以下「特殊建築物」という。)

第4 指定する特定工程及び特定工程後の工程

別表のとおりとする。

第5 適用

第4の指定は、第2に規定する期間内に法第6条第1項に規定する確認の申請書を提出する建築物及び法第6条の2第1項に規定する国土交通大臣等が指定した者の確認を受けるための書類を提出する建築物で、第2に規定する期間内に第4に規定する特定工程に係る工事を完了するものについて適用する。ただし、法第18条、第85条の適用を受ける建築物及び**法第68条の11第1項の規定による型式部材等製造者の認証を受けた者による当該認証に係る建築物は除くものとする。**

附 則

この告示は、**平成14年4月1日**から施行する。

別表

建築物	特定工程	特定工程後の工程
住宅等	土台、柱、はり及び筋かい(以下この表において「木造の軸組」という。)を金物等により接合する工事の工程(桎組壁工法による場合にあつては、木材で組まれた桎組を設置する工事の工程)	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程(桎組壁工法による場合にあつては、桎組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程)
特殊建築物	2階の床の配筋工事(配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事の工程、平屋のものについては、屋根床版の配筋工事又は建方工事の工程)の工程	2階の床及びはりのコンクリート打込み工事(コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事の工程、平屋のものについては、屋根床版のコンクリート打込み工事の工程、壁の内装工事又は外装工事の工程)の工程

- 備考1 この表で「桎組壁工法」とあるのは、木材で組まれた桎組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法をいう。
- 2 建築物の規模、敷地又は周辺の状況により段階的に工事を行う場合にあつては、最初に当該工事の工程を完了する範囲を中間検査の対象とする。

宇治市の中間検査告示が改正されました。
(下線部が変更箇所)

(株)大龍堂書店 出版部